

附属書森林組合役員選任規程

(被 選 任 権 者)

第1条 次の各号に掲げる者は、役員候補者となることができない。

- 1 法人
- 2 未成年者
- 3 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 4 森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(選 任 の 期 日)

第2条 役員任期の満了による選任は、役員任期の終わる日の通常総会において行う。

- ② 第10条の規定による再選任又は第11条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

(決 議)

第3条 役員は、総会（総代会）の決議によって選任する。

- ② 役員選任に係る総会（総代会）招集の通知は、総会の10日前までに発し、総会（総代会）に提出すべき役員選任に関する議案を示して行うものとする。
- ③ 前項の通知に際して、総会（総代会）参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

1 理事の選任に関する議案

- イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ロ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ハ 候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- ニ 候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当

2 監事の選任に関する議案

- イ 候補者の氏名、生年月日及び略歴
 - ロ 組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
 - ハ 就任の承諾を得ていないときは、その旨
 - ニ 監事が、理事に対し、監事の選任を総会（総代会）の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものであるときは、その旨
 - ホ 総会（総代会）において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ④ 第2項の通知に際して、候補者の選任についての賛否を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面（以下「投票用紙」という。）を交付しなければならない。
- ⑤ 第1項の決議は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ行うことができない。この場合において、定款第51条の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに第51条の2及び第6条の2の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

（議案及び推薦会議）

第4条 役員を選任に関する議案は、組合長が総会（総代会）に提出する。

- ② 組合長は、監事を選任に関する議案を総会（総代会）に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ③ 第1項の議案は、推薦会議において推薦された候補者について作成しなければならない。
- ④ 推薦会議は、別表（1）に掲げる区域ごとに、その区域に所属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。
- ⑤ 正組合員の所属区域は、正組合員の住所によって定め、それによることができないときは理事会でこれを定める。

（候補者の承諾）

第5条 推薦会議が、役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得なければならない。

（投票）

第6条 第3条第1項の決議は、無記名投票によって行う。

- ② 前項の投票は、自ら所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に入れて行わなければならない。
- ③ 正組合員（総代）は、投票しようとするときは、組合員（総代）名簿の記載その他によりその資格を明らかにしなければならない。
- ④ 代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により当該代理に係る本人の正組合員資格を明らかにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第6条の2 正組合員(総代)は、役員を選任について書面をもって議決権を行うときは、前条第2項の規定にかかわらず、定款第51条の2第3項の規定により役員を選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時(総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時(総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。)を定めた場合は、その特定の時)までに、この組合に提出しなければならない。

② 提出された議決権行使書面の取扱いに関する事項は、役員選任投票の公正が確保されるよう規約で定める

第6条の3 組合は総会の日から3月間、第6条の規定により提出された投票用紙及び前条の規定により提出された議決権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

② 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

1 当該請求を行う正組合員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

3 請求者が前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

4 請求者が、過去2年以内において、前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(開 票)

第7条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会(総代会)において選任した立会人3人以上の立会の上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を報告しなければならない。

② 役員候補者となっている者は、前項の立会人になることができない。

(無効投票)

第8条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1 所定の用紙を使用しないもの
- 2 賛否のほか他事を記載したもの
- 3 賛否の確認ができないもの

(被選任者の決定・就任)

第9条 役員を選任に関する議案が総会(総代会)において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、かつ、被

選任者の住所、氏名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

- ② 被選任者は、前項の規定による公告があった時に、役員に就任する。
- ③ 第10条若しくは第11条の選任、法第52条の改選又は法第115条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、前項の規定による公告の時が現在役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任する。

(再 選 任)

第10条 役員の選任に関する議案が総会(総代会)において否決された場合、被選任者が、第1条各号のいずれかに該当することになった場合、若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第115条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合において、その時期が就任前であるときは、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

(補 欠 選 任)

第11条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が役員の各定数の3分の1以下であるとき、又は役員に欠員を生じたときが役員の任期満了前4ヶ月以内であるときは、この限りでない。

(別 表)

推薦会議の構成員の区域及び人数

区 域	人 数
南足柄地区	7人
岡本地区	6人
北足柄地区	4人
福沢地区	2人
その他の地区	3人
この組合の区域全体	22人